

特定非営利活動法人日本石綿・中皮腫学会  
( Japan Asbestos Mesothelioma Interest Group: JAMIG )

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本石綿・中皮腫学会と称し、英文では「Japan Asbestos Mesothelioma Interest Group (JAMIG)」と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市武庫川町1-1兵庫医科大学8号館4階に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、石綿（アスベスト）の健康影響（臨床・病理・疫学等）に関心のある研究者の相互交流を図るとともに、石綿の健康影響に関する研究の発展をめざし、患者をはじめとした一般市民に対して、中皮腫、その他の石綿関連疾患に関する知識の普及をはかり、広く人類の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 学術集会、学術講演会、研究発表会及びセミナー等の開催事業
- (2) 中皮腫瘍取扱い規約の編集及び出版事業
- (3) 中皮腫、その他の石綿関連疾患に関する研究、調査及び教育事業
- (4) 中皮腫、その他の石綿関連疾患に関する医療又は福祉の増進を図る事業
- (5) 国内外の関係学術団体、行政機関、民間団体との連絡、提携、調整及び支援事業
- (6) 中皮腫、その他の石綿関連疾患の克服及びその予防のための社会的活動事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 特別会員 この法人の発展に特別の功績のあった者で、理事会の承認を得て理事長が推薦した個人。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、協賛の意思を持つ個人、法人及びその他の団体。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

- 2 理事長は、理事会の承認を経て会員の会費を免除することができる。
- 3 特別会員は、会費の納入を必要としない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした場合。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けた場合。
- (3) 賛助会員が所属する法人及びその他の団体が消滅した場合。
- (4) 継続して3年以上会費を滞納した場合。
- (5) 除名された場合。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反した場合。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以下
  - (2) 監事 1名以上3名以下
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名または2名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選で選任する。
- 3 副理事長は、理事長が理事の中から任免する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある場合、又は理事長が欠けた場合は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行状況又は、この法人の財産状況について、理事及び理事会に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 役員の定年は65歳とし、満年齢で65歳に達した次の通常総会開催日をもって退任するものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至った場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる場合。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった場合。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、報酬を受けることができない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、特別会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任及び職務
- (6) 会費の額及び支払い通貨の種類
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があった場合。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があった場合。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  - 3 総会の議事の結果並びに承認事項は、会員に通達する。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があった場合。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があった場合は、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって表決し、又は他の理事を代理として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が、署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 4 0 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第 4 1 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第 4 2 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第 4 3 条 この法人の会計は、法第 2 7 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計区分)

第 4 4 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第 4 5 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第 4 6 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第 4 7 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用する場合は、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)



第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた場合は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする場合は、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人がこの定款を変更しようとする場合は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に係る変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)した場合に残存する財産は、法第11条第3項で掲げる者のうち、解散総会で定めた法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第55条 この法人が合併しようとする場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場及び官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。